

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

(1) 目次中

「第3章 選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担（第6条—第8条）

第4章 選挙運動用ビラの作成に要する費用の公費負担（第9条—第11条）

を

「第3章 選挙運動用ビラの作成に要する費用の公費負担（第6条—第8条）

第4章 選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担（第9条—第11条）

に改める。

(2) 第1条中「及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに本市の市長の選挙における法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」）を「並びに法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」）に改める。

(3) 第2条中「この章及び次章において」を削る。

(4) 第3章及び第4章を次のように改める。

第3章 選挙運動用ビラの作成に要する費用の公費負担

(公費負担及びその限度額)

第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(公費の支払)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

第4章 選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担

(公費負担及びその限度額)

第9条 候補者は、第11条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙区(市長の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場(札幌市選挙ポスター掲示場設置条例(昭和57年条例第31号)第1条の規定により設置されるポスターの掲示場をいう。以下同じ。)の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310、500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27
円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円
を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金
額

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(理 由)

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラ
の作成に要する費用の公費負担を行うため、本案を提出する。